

## 広島県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市総領町下領家字丑ヶ谷東山一七一の六から一七一の九まで、一七八の六、一七八の七、字丹波谷東山一七九の三、一七九の六、字丑ヶ谷六五七の三、六八四の一

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 解除の理由

道路用地とするため